

○休職

・概要

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり長期の休養を要する場合、職員としての身分を保有したまま休職することができる。

・関係法令等

- (1) 地方公務員法 第28条第2項第1号
- (2) 地方公務員法 第55条の2
- (3) 福島県市町村立学校職員の分限に関する条例
- (4) 精神科疾患に罹患した教職員の休職に関する事務取扱要領
(平成24年1月4日 23教職第530号教育長通知)
- (5) 福島県教職員神経・精神障がい審査委員会設置要綱 (平成24年1月4日 23教職第530号教育長通知)

・事務手続

(1) 結核性疾患による休職の場合

事由	提出先	必要書類及び添付書類等(*は必要な添付書類)	備考
休職に入る場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・休職願 *医師の診断書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 *経歴表 人事事務の手引 No. 45、46 	意見書 } 休職願 } 4部作成 診断書 } 3部提出 検査証明書 } X線写真 } 経歴表 }
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・休職についての意見書 *本人の休職願 *医師の診断書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 *経歴表 人事事務の手引 No. 36、39 	
経過状況報告 (3か月毎)	本人→地教委 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・療養経過報告書 * 本人の報告書、校長の副申書、医師の診断書が組み込まれている 人事事務の手引 No. 47 	
休職を延長する場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間延長願 *療養経過報告書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 50、47、46 	意見書 } 延長願 } 4部作成 経過報告書 } 3部提出 検査証明書 } X線写真 }
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間延長についての意見書 *本人の休職期間延長願 *療養経過報告書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 49、39 	
治療して復職する場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止届 *療養経過報告書 *化学療法に関する証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 42、47 	意見書 } 事故止届 } 4部作成 経過報告書 } 3部提出 証明 } X線写真 }
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止についての意見書 *事故止届 *療養経過報告書 *化学療法に関する証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 41 	

(2) 結核性疾患以外の疾病による休職の場合

事由	提出先	必要書類及び添付書類等(*は必要な添付書類)	備考
休職に入る場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・休職願 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 53 	意見書 } 4部作成 休職願書 } 3部提出 診断書 } 観察経過報告書 }
	精神科疾患の場合	<ul style="list-style-type: none"> *医師の診断書(人事事務の手引様式) *観察経過報告書 人事事務の手引 No. 54、55 	
経過状況報告 (精神科疾患の場合のみ3か月毎)	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・状況報告書 *医師の診断書(人事事務の手引様式) 人事事務の手引 No. 56、57 	
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間延長願 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 60 	意見書 } 4部作成 延長願書 } 3部提出 状況報告書 }
休職を延長する場合	精神科疾患の場合	<ul style="list-style-type: none"> *医師の診断書(人事事務の手引様式) *状況報告書 人事事務の手引 No. 56、57 	
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間延長についての意見書 *本人の休職期間延長願 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 59、60 	※ 診断書、 原本1、コピー3 ※ 原本は地教委へ提出
治療して復職する場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止届 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 63 	意見書 } 4部作成 事故止届 } 3部提出 診断書 } 状況報告書 }
	精神科疾患の場合	<ul style="list-style-type: none"> *医師の診断書(人事事務の手引様式) *状況報告書 人事事務の手引 No. 56、57 	
治療して復職する場合	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止についての意見書 *本人の事故止届 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 62、63 	※ 診断書、 原本1、コピー3 ※ 原本は地教委へ提出
	精神科疾患の場合	<ul style="list-style-type: none"> *医師の診断書(人事事務の手引様式) *状況報告書 人事事務の手引 No. 56、57 	※ 審査委員と本人・家族・校長との面接が必要

(3) 疾病以外の休職の場合

事由	提出先	必要書類及び添付書類等(*は必要な添付書類)	備考
在籍専従の場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍専従許可願 人事事務の手引 No. 66 	意見書 } 4部作成 在籍専従許可願 } 3部提出
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍専従許可についての意見書 *本人の在籍専従許可願 人事事務の手引 No. 65、66 	
在外派遣随行の場合		特になし(県教委から休職辞令発令 → 履歴書整理)	転出関係書類準備 (福利厚生関係手続きは職員本人が行う)

・留意事項

- (1) 休職の期間は、休養を要する程度に応じ3年を超えない範囲で、任命権者が定める。
- (2) 在籍専従は、任命権者が相当と認める場合に在職期間を通じて5年を超えない範囲で許可される。